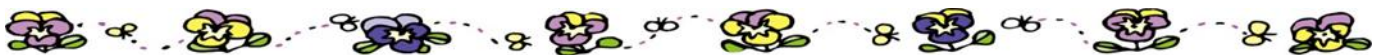


東広島市特定不妊治療費助成のご案内



東広島市では、特定不妊治療の治療費の一部を助成する事業を行っています。

※令和7年4月から、先進医療又は審議中の技術を併用することにより本来保険適用となる特定不妊治療等も含め、全額自費診療となった治療も助成対象となりました。

助成対象者

次の要件をすべて満たす人

- (1) 助成を受けようとする治療期間の間、夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある男女を含む）のどちらかが東広島市に住所を有している
- (2) 市税（市民税等）の滞納がない
- (3) 広島県の特定不妊治療支援事業において助成が承認されている

対象となる治療および助成金額

【助成対象治療①】

保険診療で実施される特定不妊治療等に併せて行われた先進医療

※保険診療部分は対象外

基本的治療

オプション治療

保険（7割）	自己負担（3割）	+	全額自己負担
--------	----------	---	--------

【助成対象治療②】

先進医療等併用により、本来保険適用となる生殖医療等を含め全額自費診療となった治療

基本的治療

オプション治療

※先進医療・審議中の技術・

その他の治療

全額自己負担	+	全額自己負担
--------	---	--------

※保険診療の回数制限の上限を超えたことによる自費診療は対象外

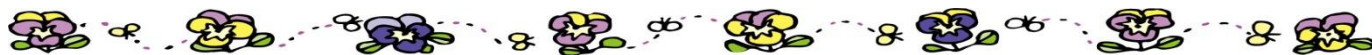
【助成金額】

広島県の助成を除いた自己負担額の費用（上限5万円）

実施医療機関

広島県特定不妊治療支援事業の助成対象となる医療機関

※広島県ホームページでご確認ください。



申請書類等

(1) 提出する書類（申請書は市ホームページからダウンロードできます）

必須書類

- ① 東広島市特定不妊治療費助成申請書（様式第6条関係）
- ② 広島県特定不妊治療支援事業承認決定通知書（写し）
- ③ 広島県特定不妊治療支援事業助成申請に係る証明書（写し）

必要に応じて提出する書類

- ④ 住民票（申請日から3か月以内に発行されたもの。夫婦の続柄※の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）

※婚姻関係にない場合でも、住民票に「妻（未届）」または「夫（未届）」とある場合は事実婚関係にあるものとして確認できます。続柄欄にその記載がある住民票を提出してください。

- ⑤ 夫及び妻が市税を滞納していないことを証する書類
- ⑥ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※④～⑥は市が保有する情報により確認できる場合は不要です。

(2) 申請様式の入手方法

- ・東広島市役所こども家庭課内 出産・育児サポートセンター
「すくすくサポート」の窓口で配布しています。
- ・市のホームページから様式等をダウンロードできます。



申請期限

広島県の特定不妊治療支援事業承認決定通知書の通知日から1か月以内

助成回数

広島県特定不妊治療支援事業における助成回数と、原則同数として数えます。

- ・妻の治療開始時の年齢が39歳以下の場合は、43歳になるまでに通算6回
- ・妻の治療開始時の年齢が40歳以上の場合は、43歳になるまでに通算3回

※出産または死産の場合は、回数がリセットされます。

※令和4年4月1日以降に開始した治療については、助成回数がリセットされます。

申請手続きの流れ

① 広島県特定不妊治療支援事業に必要な書類を揃え、広島県の申請窓口に提出してください。

※広島県特定不妊治療支援事業について

申請窓口：広島県西部東保健所保健課（082-422-6911）

右記二次元コード（広島県ホームページ）でご確認ください。



② 広島県から助成決定通知が届いたら、通知日から1か月以内に、東広島市特定不妊治療費助成の申請に必要な書類を、こども家庭課へ提出してください。郵送での提出も可能です。

申請書類の提出先

東広島市役所 2 階 こども家庭課内

東広島市出産・育児サポートセンター「すくすくサポート」

（支所、出張所での提出はできません。）

助成の決定について

書類審査後、結果を郵送で通知します。

助成決定の場合は、申請書受理日から、2 か月程度で指定の口座に助成金を振り込みます。

申請・お問い合わせ先

東広島市役所 2 階 こども家庭課（東広島市こども家庭センター）

住所：〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 2 9 号

電話：082-420-0407 FAX：082-424-1678

